

令和7年12月

測量・建設コンサルタント等入札参加業者 各位

和泉市役所 契約検査室

測量・建設コンサルタント等業務に係る
最低制限価格の算出方法の変更について（お知らせ）

令和8年度の入札案件から、新基準による算定方法で最低制限価格を算出いたしますのでお知らせします。

記

《現行の算出方法》

○設計金額が1,000万円以上の案件

設計金額に10分の7.5を乗じて得た額(千円未満は切上げ)

○設計金額が1,000万円未満の案件

設計金額に10分の7.68を乗じて得た額(千円未満は切捨て)

《変更後の算出方法》

設計金額に関わらず、次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④の欄までに掲げる額(1円未満は切捨て)の合計額とする。ただし、測量業務については、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2(千円未満は切捨て)と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6(千円未満は切上げ)とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務については、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8(千円未満は切捨て)と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6(千円未満は切上げ)とするものとし、地質調査業務については、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5(千円未満は切捨て)と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2(千円未満は切上げ)とする。

特別なものについては、10分の6から10分の8まで(測量業務にあっては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあっては3分の2から10分の8.5まで)の範囲内で市長が定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

令和7年12月

測量・建設コンサルタント等入札参加業者 各位

土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

《適用時期》

令和8年4月1日以降に入札公告を行う案件から適用

以上